

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の背景

国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画の実現は緊要な課題であるとして、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しました。続いて平成12年には、この法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、その後改訂を繰り返し、現在は「第5次男女共同参画基本計画」に沿って男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

県では、国の基本計画等や社会経済情勢等を踏まえ、令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進しています。

2. 策定の趣旨

(1) 東栄町における男女共同参画社会の推進状況

町では、平成28年3月には女性活躍推進法に基づく「東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、具体的な数値目標達成に向け取り組んでいます。

また、平成30年4月に施行された「東栄町まちづくり基本条例」により、一人ひとりの小さな思いや行動を大切にしながら、町に関わる全ての人がお互いを認めあい、まちづくりを進めるためのルールが共有されています。

令和3年4月からは、この条例の理念に沿って、暮らし続けられる町を実現することを目的とした第6次総合計画後期計画の計画期間が始まりました。その中で、男女共同参画社会の推進については、協働によるまちづくりを推進するための個別施策と位置付けています。

(2) 社会の変化

自然減を中心とした人口減少が長らく続いており、令和3年4月の高齢化率は50.1%となっており、今後も高止まりが予測されています。こうした状況から、地域運営や暮らしを支える産業等の担い手確保が喫緊の課題となる他、望む限り住み慣れた自宅や地域で暮らすための力の確保が必要となっています。

また、時代の潮流や新型コロナウイルス感染症の発生等により、働き方や暮らし方等に対する価値観の多様化はさらに広がっています。

あわせて、SDGsをはじめ、世界規模で持続可能な社会の実現を目指す考え方や取り組みが推進されています。

(3) 目指す方向性

これまでも東栄町では、人と人とのつながりや、相互の緩やかな支えあいによって、地域での暮らしを大切に守ってきました。つながり支えあ関係性が、優しい地域づくりとして町の中に根付き、育まれてきたのです。

また、地域の担い手が減る中、性別や年齢を超えて協力しあい、時代に合わせた工夫を重ねながら、伝統文化の継承や地域づくり活動にも取り組んできました。

今後も、男女という性別を超え、また世代を超え、町に暮らす人誰もが大切にされる優しいまちづくりによって、誰一人取り残されることなく、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、東栄町第1次男女共同参画プランを策定します。

SDGsってなんだろう？

SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。

2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で日本も賛同し、国連加盟国193か国の首脳が全会一致で決定となりました。2030年という達成期限を設け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。



(出典：男女共同参画推進連携会議 発行リーフレット

みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等¹⁾)

東栄町の男女共同参画に特に関わりの深い目標



¹⁾ ジェンダー平等とは：性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めてゆくこと (出典：男女共同参画推進連携会議 発行リーフレットみんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等)

3. 計画の位置づけ

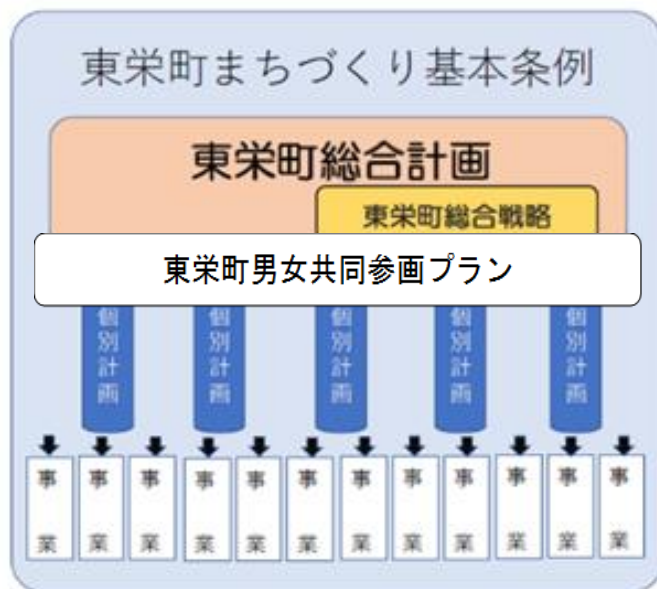
本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

国の第 5 次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン 2025、町の第 6 次総合計画との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。

また、本計画の「基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり」は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画と位置付けるとともに、「基本目標 2 あらゆる分野において男女が参画できる環境づくり」は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

4. 各種計画等との関係性

本計画は、総合計画及び町の各種計画すべてと関わる横断的な計画です。これは、政策全般に関わる全ての分野の計画や事業において、男女共同参画社会推進の視点を取り入れることを示しています。



5. 計画期間

本計画は、基本計画 10 年間、推進計画 5 年を計画期間とします。ただし、第 1 次計画に限っては、総合計画との整合性を図るため、第 6 次総合計画後期計画の終了年度である令和 7 年度までを基本計画及び推進計画の期間とします。第 2 次以降は、10 年間を基本計画期間としますが、社会経済情勢等の急速な変化等も予測されることから、推進計画については原則 5 年ごとに見直しを行うものとします。

	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
総合 計画	基本構想	第6次総合計画					第7次総合計画（R8～17年度）					
	基本計画	後期					前期					
	策定等					策定					見直し	
男女 計画	基本計画		第1次				第2次（R8～17年度）					
	推進計画						前期					
	策定等	策定				策定					見直し	

6. 計画の進行管理

本計画に基づく事業実施と、事業結果を踏まえた事業見直しを毎年繰り返して、本計画の目標達成を目指します。